

令和 5 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 2 回 臨時 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 2 3 日 開 会

令和 5 年 6 月 2 3 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録目次

6月23日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第3号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について	6
○日程第 5 議案第4号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	7
○日程第 6 議案第5号 高規格救急自動車の取得について	9
○日程第 7 報告第1号 事故繰越し繰越し計算書について（令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算）	11
○閉 会	11



令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録

令和5年6月23日（金曜日）

○議事日程

令和5年6月23日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第3号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第4号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

日程第 6 議案第5号 高規格救急自動車の取得について

日程第 7 報告第1号 事故繰越し繰越し計算書について（令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 菅 沼 芳 徳 君

2番 川 上 秀 範 君

3番 黒 澤 佳 壽 子 君

5番 高 橋 利 典 君

7番 牧 野 恵 一 君

8番 神 野 義 孝 君

10番 藪 田 豊 造 君

11番 勝間田 博文 君

12番 白 井 光 昭 君

13番 中 島 宏 明 君

14番 鈴 木 豊 君

○欠席議員（1名）

6番 石 原 和 美 君

○説明のため出席した者

管 理 者

勝 又 正 美 君

副 管 理 者

込 山 正 秀 君

副 管 理 者

富 尾 信 司 君

会 計 管 理 者

勝間田 守 正 君

事 務 局 長

鎌 野 武 君

消 防 長

勝間田 誠 司 君

庶 務 課 長

佐 藤 正 博 君

庶 務 課 技 監

池 田 浩 一 君

事務局次長兼資源循環課長	佐藤修一君
事務局次長兼衛生センター所長	三輪徹君
消防次長兼管理課長	外山貴彦君
予防課長	芹澤良信君
警防課長	勝間田秀明君
通信指令課長	小澤秀宗君
御殿場消防署長	小林真人君
小山消防署長	野木幹雅君
御殿場消防署副署長	伊倉博一君
御殿場市企画戦略部長	沓間信幸君
御殿場市総務部長	田代学君
御殿場市環境市民部長	南美幸君
小山町副町長	室伏博行君
小山町企画総務部長	小野一彦君
小山町住民福祉部長	長田忠典君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加藤貴大
庶務課総務スタッフ主幹	竹内みずほ
庶務課総務スタッフ主幹	細谷志野
庶務課総務スタッフ主任	田代拓也

○議長（中島宏明君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（中島宏明君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（中島宏明君）

この際、諸般の報告をいたします。

6番、石原和美議員から所用のため、本日の会議を欠席する旨、届出がありましたので、報告いたします。

○議長（中島宏明君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（中島宏明君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において7番 牧野恵一議員、8番 神野義孝議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（中島宏明君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和5年第2回臨時会の会期は、本日6月23日の1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、第2回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（中島宏明君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第3号から議案第5号までについて、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案、条例案、契約案の3件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

それでは、議案第3号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」御説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗により、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに關す

る条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号「高規格救急自動車の取得について」御説明申し上げます。

本案は、須走分署に配備しております高規格救急自動車の更新をいたしたく、過日、入札に付しましたが、予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく提案するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

日程第4 議案第3号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第3号につきまして御説明いたします。

資料4 補正予算書を御用意いただき、1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、繰越明許費について定めております。

なお、今回の補正は、繰越明許費の設定のみで、歳入歳出予算の増減はございません。

2ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費は、4款1項車両管理費における救助工作車の導入において、世界的な半導体不足等の影響により、年度内の購入が見込めないため、繰越明許費を設定するもので、完了は令和6年12月末を予定しております。

以上、議案第3号、令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中島宏明君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(中島宏明君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(中島宏明君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(中島宏明君)

これより、議案第3号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中島宏明君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中島宏明君)

日程第5 議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長(勝間田誠司君)

それでは、ただいま議題となりました、議案第4号について説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお願いいたします。

これは、急速充電設備等に関する条例改正の条文となります。

概要については、議案資料にて説明いたしますので、恐れ入りますが、資料3 議案資料の1ページをお願いいたします。

本議案は、総務省消防庁が「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部を改正したことにより、当組合火災予防条例も、所要の改正を行うべく提出したものです。

まず、急速充電設備の改正点について説明いたします。

急速充電設備とは、サービスエリアや公園などに普及してきている電気自動車用の充電設備のことです。令和2年の改正により、急速充電設備について、全出力の



上限を50kWから200kWに引き上げましたが、充電時間をさらに短縮して、利用者の利便性を向上させるため、1として、今回はこの全出力の上限を撤廃するものです。

急速充電設備が高出力になると、当然利用者の安全性が懸念されますので、2として、「コネクタ」と呼ばれる充電用ケーブルを電気自動車に接続するための設備と、「充電ポスト」と呼ばれるコネクタと充電用ケーブルを収納する設備、また、「分離型」と呼ばれる、設備本体と充電ポストが分かれた急速充電設備を新たに定義し、これらを規制いたします。

その他の主な改正点は、5の禁煙、火気厳禁、喫煙所の標識を、条例で定めていたものから、国際標準化機構または日本産業規格に適合するものに変更するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第11条の2第1項で、充電器のコネクタ、充電ポスト及び分離型の急速充電設備を定義し、その上で、全出力の上限を削除いたします。

次に、第1号で、保安距離の緩和条件を定めます。

第2号以下のアンダーラインの部分が、新たな基準として追加されるもので、分離型のものの緩和措置や、各種の安全機能を付加するという条項でございます。

次のページをお願いします。

第16条、避雷設備については、文言整理です。

第23条で、「禁煙」等の標識については、国際標準化機構または日本産業規格に適合するものへ変更し、それに伴い8ページの別表第7も削除いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行日は、急速充電設備関係については省令に合わせ、令和5年10月1日から、標識については、公布の日からといたします。

なお、経過措置として、「施行日前に設置され、または工事がされている設備については適用しない」として、遡及適用はいたしません。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中島宏明君）

日程第6 議案第5号「高規格救急自動車の取得について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

ただいま議題となりました、議案第5号、高規格救急自動車の取得について説明いたします。

初めに、資料1 議案書の4ページをお願いいたします。

本案は、平成22年度に取得いたしました、救急車の老朽化に伴い、国及び県の補助金を受けて更新をするものでございます。

去る6月7日に、3社による指名競争入札の結果、日産プリンス静岡販売株式会社法人室が落札し、翌日に仮契約の締結をいたしました。その予定価格が2,000万円以上であったため、議会の議決を経て本契約をいたしたく、提案するものでございます。

概要につきましては、資料3 議案資料の12ページを御覧ください。

今回更新する車両も、基本的には近年購入した救急車と同様の仕様です。

主要諸元ですが、4輪駆動の救急車専用シャーシ、トランスミッションはオートマチ

ックで、乗車定員は7名となっており、車両のサイズについては、記載のとおりでございます。

主な装備については、傷病者を乗せるストレッチャーや、救急機器を収容する収納庫などです。

また、新型コロナウイルス等の毒性ウイルスへの対応といたしまして、オゾンガス除染装置を積載します。

納期は、令和6年2月29日を予定しております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中島宏明君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、議案第5号「高規格救急自動車の取得について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中島宏明君）

日程第7 報告第1号「事故繰越し繰越計算書について（令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算）」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、報告第1号につきまして御説明いたします。

資料2 報告書を御用意いただき、1ページをお開きください。

令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものです。

次のページをお願いいたします。

繰越計算書に掲載の4款1項消防費の富士岡分署建設事業につきましては、令和4年度内に完了する事業として、支出負担行為の手續をいたしました。建設用地取得に係る測量業務委託において、関係地権者との調整等に不測の日時を要し、年度内の完了が見込めず繰越ししたもので、令和5年4月末に完了しております。

以上が、事故繰越しの措置をいたしました内容です。

これにより、令和5年度へ繰り越す額は、3ページの翌年度繰越額の合計額のとおり、318万8,595円で、財源内訳は表に記載のとおりです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

本件は、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、御了承願います。

○議長（中島宏明君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

午後1時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長            中 島 宏 明

署名議員        牧 野 恵 一

署名議員        神 野 義 孝